

研 究

## 日中韓の水中文化遺産行政比較(1)

——最近の国家実行を通じて——

A Comparison of Administrations of Underwater Cultural Heritage in China,  
Korea and Japan (1): Recent State Practices

中 田 達 也\*

目 次

- I はじめに
- II 中国の水中文化遺産行政
- III 韓国の水中文化遺産行政 (以上, 本号)
- IV 日本の水中文化遺産行政
- V むすびにかえて

### I はじめに

2009年1月に発効した水中文化遺産保護条約(以下, 条約)は, 2014年8月現在, 48カ国の締約国を迎えている。なかでも水中文化遺産の推進国フランスが2013年2月7日に条約を批准したことは, 国際社会において条約の普遍性を進めるうえで大きな出来事であった。しかし, この条約は, アジアではカンボジアが2007年11月24日に批准したのみで, それ以降, アジアの国が締約国になる動きはみられない。

筆者は, このアジアの動きを実感すべく, アジア太平洋水中文化遺産会議に初回(2011年11月8～12日, マニラ), 第2回(2014年5月12～16

---

\* 嘱託研究所員・東京海洋大学大学院准教授

日、ハワイ）と参加・発表してきた。そこで感じたことは、既に水中文化遺産という文言は定着しており、その保存をめぐる制度設計は、国として条約に加盟するか否かの問題を離れて相当に進んでいることであった。他方、水中文化遺産をめぐる問題は、排他的経済水域や大陸棚の権利（生物資源および非生物資源）の拡充問題に加え、遺物や船籍などの起源を有する国とともに、隣接国家間の政治的緊張をも惹起するセンシティブな問題も内包していた。

かかる状況にあって、日中韓は一衣帯水の隣国であり、歴史的にも文化的にも密接な関連を有してきた。戦後（特に高度経済成長期）文化財行政の中心人物であった坪井清足（1921年～）は、特に中国大陸や朝鮮半島と対峙する玄界灘海域や日本海は「東の地中海」とも呼べる海域であって、今後の海底遺跡・遺物の調査が大いに期待されるどころだと述べていた<sup>1)</sup>。それを例証する一つとして、2014年1月に文部科学大臣が、13世紀の元寇で沈んだ元軍の沈没船につき、モンゴル、中国および韓国との4ヵ国共同研究を提案している。また、韓国が本格的な水中発掘調査に着手する契機となった新安船も、浙江省寧波を1323年に出港し、博多に向かう途上で難破した元宋代の中国船ということが判明している。こうして、日中韓の海上交流はタイムカプセルとしての水中文化遺産となって、かつて航路であった地点の海底付近に存在し続けている。この水中文化遺産という文言について、中国では水下文物、韓国では水中文化財または埋蔵文化財、日本では「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼称する。

周知のように、水中文化遺産は「文化的、歴史的または考古学的性質を有する人間の存在のすべての痕跡であって、その一部または全部が定期的または継続的に少なくとも百年間水中にあったもの」と定義される（条約1条1項(a)）。この定義のもつ広がりには、現在陸化しているがかつて水没していた場所や、いわゆる潮間帯遺跡（潮の干満によって遺跡が見え隠れ

---

1) 坪井清足「日本水中考古学の課題と展望」九州・沖縄水中考古学協会会報2巻3号（1992年）4頁。

する場所) も含むが、目下、日中韓に共通する水中文化遺産の把握内容は、常時水面下という形態を採っている。同時にそれは、沈没船の発見および保存のための法制度模索という共通項にも繋がる。図らずも日中韓とも、1970年代後半から1980年代にかけて生じた出来事が、それぞれの国内事情を反映しながら現在に至っている。一般にそれらの比較を通じ、日本の制度が遅れているといった声が聞かれるが、水中文化遺産行政のように、後世に文化財を残してゆく行政サービスのありうべき姿は、文化財が時の政治から独立して扱われ、学術的な部分をいかに多く反映した行政を目指すかにこそその本義がある。したがって、現況を皮相的に捉えて、文化財行政の善し悪しを判断するのは尚早と思われる。

本稿を執筆する動機は、正にそこにあった。そのためには、ほぼ同時期の10年間に生じた3ヶ国それぞれの水中文化遺産行政を比較し、各国の特徴とその背景を浮き彫りにすることが必要であった。中韓がトップダウンの行政をその特徴とするなら、日本はボトム・アップに象徴される行政である。そこでは、日本が条約を取り込む際に末端の行政態様まで把握していなければ、現場の何を変えることが条約を受容する素地になるのかが掴めない。そのことは、アジア水中考古学研究所(Asian Research Institute of Underwater Archaeology, ARIUA)の会員になって「水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進」(2009～2012年)のプロジェクトに参加し、その太平洋編に調査結果を残す過程で強く意識するようになった<sup>2)</sup>。そして、その意識を確信に導いたのは、「水中文化遺産担当者会議」(2009年12月15日)で発表された坂井秀弥氏(当時は文化庁記念物課主任文化財調査官、現奈良大学教授)の講演録「文化財保護法における水中文化遺産の取り組み」(59-73頁)を読んだことだった。日本の埋蔵文化財行政とは何か。それを理解するためには、日中韓という、ともに条約を批准していないアジア近隣諸国が、どこまでこの条約基準に配慮して

2) その成果は、情報を追加し法的枠組みをより詳細に論じるものとして、拙稿「埋蔵文化財包蔵地としての早丸およびオネイダ号—東京湾における歴史的沈没船の取り扱い」憲法論叢19巻(2012年)103-161頁となった。

制度運営をしているかを比較することが有用である。

具体的には、中国、韓国そして日本の順に水中文化遺産行政を俯瞰する。第1章では、法制度の発展と現状、水下文物保護行政の実践、海洋進出との関連という文脈にあって、水下文物と政治がどのように結びついてあるかを主に実証する。続く第2章では、新安沈没船という世界でも稀な状態の良い14世紀前半の沈没船をめぐっていかなる行政が展開されてきたのかをみる。その際のキーワードは、発掘調査の一元機関の確立である。そして最後に、日本の水中文化遺産行政をみる。ここでは、「周知の埋蔵文化財包蔵地」とそれが連動する届出制および原因者負担という制度をみる。それがいつから、なぜ、どのように現れたのかをみれば、この制度の利用如何では中韓に勝るとも劣らない制度構築は不可能ではないと考えるからである。韓中いずれかが条約を批准すれば、関連学界やメディアは狼狽することだろう。そのとき、ふれずに的確に日本の先を紡いでゆく。それが、本稿の目的である。

## II 中国の水中文化遺産行政

### 1 法制度の発展と現状

#### (1) 制度設定の背景(1987年)

中国は、18,400kmの海岸線と領海を含む300万km<sup>2</sup>以上の海洋をもつ。領海には、少なくとも2,000隻の沈没船があるとされ、古代水没都市遺跡や水没遺跡も含む100を超える沈没遺跡がある<sup>3)</sup>。しかし、それらを法的に保

---

3) Shan Jixiang, *From Underwater Archaeology to Underwater Cultural Heritage Protection: Speech for the International Meeting on the Protection, Presentation and Valorization of Underwater Cultural Heritage*, in eds., Mark Staniforth et al., PROCEEDINGS ON THE ASIA-PACIFIC REGIONAL CONFERENCE ON UNDERWATER CULTURAL HERITAGE: NOV. 8-12, 2011, Manila, Philippine, at 201; Fan Yiran, *Underwater Cultural Heritage Conservation and the Convention Practice in China*, in Hans Van Tilburg et al. eds., PROCEEDINGS OF THE 2ND ASIA-PACIFIC REGIONAL CONFERENCE ON UNDERWATER CULTURAL HERITAGE, HONOLULU, HAWAII

護する制度がないことが明らかとなる出来事が生じた。インドネシアのスマトラ島東海岸沖で1752年に沈没したオランダ東インド会社船ゲルダーマルセン (Geldermalsen) 号の「南京の積荷」が、1986年にオランダのオークションで競売にかけられたことである。それは、何千もの中国陶器と100以上の金のインゴットで、約22億円 (€10 million) を超える値がついた。このとき中国は、水下文物の引き揚げとその所有権を主張できる法律をもたないことにショックを受けた<sup>4)</sup>。このことは、南シナ海に限っても、数十の沈没船があって、そこから百万を超える古代の陶器が引き揚げられている事実にも目を向けさせることになった。

そこで、1987年11月に中国歴史博物館 (現中国国家博物館) が、博物館内に水下考古学研究室を設置した。文物の文化行政機構は、文化部と国家文物局に大別され、前者は国務院による政策を、後者は文化財保護の最高機関として全国の文物保護行政や博物館の管理運営を担う。国家文物局は、商業的な引き揚げが未規制の状況に対し、水下文物の保護を進めるべく動き出した。同局出身の専門家や官僚は、条約草案の準備作業に1994年から参加した。また、条約の採択を行ったユネスコ第31回総会で、中国は賛成票を投じた (賛成票87, 反対4, 棄権15)。他方、国務院は1989年10月20日に「水下文物保護管理条例」を制定した<sup>5)</sup>。

---

MAY 12-16, 2014 (Asia-Pacific Regional Conference on Underwater Cultural Heritage Planning Committee, 2014) 725, 733-734.

- 4) Liu Lina, *A Chinese Perspective on the International Legal Scheme for the Protection of Underwater Cultural Heritage*, in Hans Van Tilburg et al. eds., PROCEEDINGS OF THE 2ND ASIA-PACIFIC REGIONAL CONFERENCE ON UNDERWATER CULTURAL HERITAGE, HONOLULU, HAWAII MAY 12-16, 2014 (Asia-Pacific Regional Conference on Underwater Cultural Heritage Planning Committee, 2014) 1063-1064.
- 5) Zhang Wei, *Exploring History Underwater: The Development and Current Status of Underwater Archaeology in China*, FINISHING THE INTERRUPTED VOYAGE: PAPERS OF THE 2001 CONVENTION ON THE PROTECTION OF THE UNDERWATER CULTURAL HERITAGE (Institute of Art and Law, 2006) 81, 87-88 and fn (2).

(2) 水下文物保護管理条例(1989年)

この法律は、時期的に条約草案がユネスコの外交交渉会議(4回+拡大会合のうち初回は1998年)にかけられる前のものなので、条約が発効した現在となつては、中国にとって再考する余地は多分に出てきている。しかし、あくまで改正の基礎になるのはこの法律である。そこで、全13条のうち重要と思われる規定を取り上げる<sup>6)</sup>。

第一に、文言の定義である。「水下文物」とは、歴史的、芸術的および科学的価値を有する人間の文化遺産、および次の水域における遺跡をいう。(1)中国の内水および領海に存する中国に起源を有する、または未確認の起源を有する、もしくは外国起源の全ての文物、(2)中国領海の外側ではあるが中国の法律によって中国の管轄権に入る海域に存する中国起源を有するまたは未確認の起源を有する文物、(3)外国の領海の外側ではあるが、ある国の管轄権に入る海域、または公海にある中国起源を有する文物。た

---

6) 本文は、中華人民共和国国務院法制弁公室編集の“LAWS AND REGULATIONS OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA GOVERNING FOREIGN-RELATED MATTERS”(1991.7)を参照した(China.org.cn)。Available at <http://www.china.org.cn/english/zhuanti/3represents/76269.htm> なお、(独)東京文化財研究所のウェブサイトにも邦訳は掲載されている。Available at <http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/PDF/China/chn02j.pdf> (visited Aug. 27, 2014)。しかし、法律名が「水中文化財の保護管理条例」となっていること、「水没文化財」という訳語があてられていることなどから、改めて邦訳を行った。こうした邦訳が紙媒体で存在するかについて同研究所文化遺産国際協力センター担当者に直接伺ったところ、この邦訳は紙媒体の『文化財保護関連法令集』シリーズが刊行される前の科研費で実施されたので、それは存在しないとのことであった。このシリーズは、(2001年から着手され)2014年3月現在17巻まで刊行、順次刊行予定である。邦訳は、特に文化遺産国際協力センターのプロジェクトと関わりが深い国々の法令を中心に行っているとのこと(2014年最新刊「はじめに」)、順に次の国々である。(1)カンボジア、(2)イラク、(3)日本、(4)ウズベキスタン、(5)モンゴル、(6)カザフスタン、(7)キルギス、(8)トルクメニスタン、(9-a1)フランス、(9-a2)フランス、(10)タジキスタン、(11)ブータン、(12)イタリア、(13)エジプト、(14)ベトナム、(15)韓国、(16)ミャンマー、(17)フィリピンである。

だし、それらは1911年以降水中にある物を含まず、重要な歴史的事件、革命運動または高名な人物に何ら関係を有さない（2条）。水下文物という言葉は、水中文化遺産とは英文上も異なる。それは、水中文化遺産の100年基準と異なり、辛亥革命（1911年）以降に水下に残るものについては適用されない。ここで、(1)および(2)にいう水下文物の所有権は国にあるものとし、国はそれらに管轄権を行使する。ただし、(3)にいう水下文物については、国はかかる物の所有者を同定する権利をもつ（3条）。

第二に、水下文物の価値に基づき、國務院、省政府および直接中央政府下にある自治地域および直轄市は、国または省レベルで、水下文物の保護単位および水下文物のための保護区（reserves）を決定、公表できる。当該保護区では、漁業や破壊のような水下文物の安全を危険に晒しうる活動は禁止される（5条）。

第三に、中国の管轄下の海域では、水下文物に関する考古学調査または発掘活動を行おうとするいかなる単位または個人も、国家文物局に申請を行い、関連データを提出するというワン・ストップ体制がとられる。このとき、考古学調査または発掘活動を行おうとする外国、国際機関および外国法人または自然人は、中国側と協力してこれを行い、国家文物局に申請書を提出する。同局は、かかる申請書を承認のため國務院に提出する（7条）。かかる仕組みのもと、国家文物局は本条例の解釈に責任をもち、その実施規則も定式化する（11、12条）。

第四に、本条例の規定に反して水下文物を損傷し、または許可なく水下文物を探查、発掘または引き揚げ、もしくは水下文物を秘密に隠し、分け合い、密売買し、不法に販売しまたは不法に輸出する者は、行政罰または刑事責任が課される。特に違反が重大な結果となった場合、文物の行政部局は関連部局と協力して当該活動を中止するよう命令し、その是正のために期限を設け、活動許可取消を伴う1,000～10,000人民元の追加的罰金を科する（10条）。

こうして中国が条約を意識するとき、条約の本質から、大きな変更は接続水域およびその外側の海域の管轄権強化となる。条約では、接続水域は

第8条が定めるが、これを実施する場合、国連海洋法条約第303条2項にいう水下文物(条約の文言は「海洋において発見された考古学上の又は歴史的な特質を有する物」)の持ち去りの防止活動を越えた権限を想定できるようになる。また、排他的経済水域と大陸棚においても、水下文物に対する直接の危険を防止するため、「すべての実行可能な措置」がとれるようになるので、現行の「排他的経済水域および大陸棚に関する中華人民共和国法」における海洋の主権的権利(3, 6条)を再検討し、それに伴い「水下文物保護管理条例」も改正される。そのことは、南シナ海における中国の排他的経済水域で生じている略奪行為や取引活動への対処が可能になることを意味する<sup>7)</sup>。

### (3) 国家水下文物保護センターの設置(2009年)

中国は、2006年以降、年間2千万人民元(約3.3億円)以上の予算を配分している。国家文物局は、2009年9月、北京に国家水下文物保護センターを設置した(以下、保護センター)<sup>8)</sup>。同センターは、水中考古学および水下文物に特化した唯一の研究機関である。その任務は、次の7つである。(1)国家の水下文物の問題に関し、部局間の連絡と調整を実施、(2)国家の水下文物の調査、発掘、保存、保全、科学調査および訓練を組織、調整および実施、(3)国家の水下文物の保存計画を策定し、関連法令、標準プロトコルに関する研究を推進、(4)水下文物の技術装置の管理、研究および開発の着手、(5)南海水下文物基地および西沙考古学ワークステーションの維持、および地方水下文物事務所の専門作業に関する指針の提供、(6)パブリック・アウトリーチ、水下文物保護の国際交流および協力の促進、(7)国家文物局に割り当てられた他の任務の継続、である<sup>9)</sup>。

同センターは、自治体および地方の水中考古学研究所と連携する。現在、主な事務所は、浙江省の寧波事務所、福建省の福建事務所、湖北省の武漢事務所および山東省の青島事務所の4つである<sup>10)</sup>。そのうち2008年

7) Lina, *supra* note (4), at 1069-1070.

8) Jixiang, *supra* note (3), at 201.

9) Yiran, *supra* note (3), at 727.



以降、水下文物に実行可能な指針を策定した地方政府として、福建省と山東省がある。これから述べるように、それらには南海1号、南澳1号といった特異な水下文物がある。かかる環境にあって、2009年に福建省の人民議会は、水下文物の保護について規定を追加して「文物の保護および管理の福建省規則」を提起したが、これは中国における水下文物に関する初の地方規則となった。また、同年、広東省は、「水下文物保護管理条例」実施のための広東省の施策を作成した。同施策は、海岸線に沿って散在する水下文物を保護すべく「水下文物保護区」を設けることができる(26条)<sup>11)</sup>。

注目すべきは、国が財政的に水下文物の保存および管理に関連する活動に常に寛大だということである。地方政府も、しばしば多額の資金を提供している。また、中央政府と地方政府が促す保証準備積立金の仕組みも確立されている。こうしたなか、政府は2011年に初の水中発掘調査船の造船計画に資金を投入した。国家文物局と保護センターが、この計画を組織および調整した結果、930tの作業船が2014年4月に初出航した<sup>12)</sup>。

現在、中国の四大海洋域(渤海、黄海、東海、南海)で水下文物の分布調査が行われている。これは、2002年から国家博物館が沿岸分布調査を始め、国家文物局が2009年に水下文物の全国的な分布調査をする決定をしたなか、今後のデータベースとして構築されていくと思われる<sup>13)</sup>。

## 2 水下文物保護行政の実践

こうして、広東省の山東基地、浙江省の寧波基地および山東省の青島基地に続き、国家水下文物保護の重慶基地が2011年に設立された。他方、国家レベルでは、重要地点の調査と保護を要する場合、財政部、国家海洋

10) Lina, *supra* note (4), at 1063–1064; Yiran, *supra* note (3), at 727.

11) Lina, *supra* note (4), at 1063–1064.

12) Yiran, *supra* note (3), at 727–728. そこでは、船舶の図も見ることができる。

13) たとえば、後藤雅彦「中国における水中考古学研究与沈没船」考古学ジャーナル641号(2013年)19–20頁参照。

局、交通部および公安部などが、横断的・学際的なワーキング・グループを立ち上げている。それらは、水下文物の違法な引き揚げや密輸などの行為も協議している。2011年、これまでの国家および地方の経験を踏まえ、沖合および外洋（open sea）に水下文物の安全な監視のため実験機器も設置された<sup>14)</sup>。

こうして、国家および地方の制度が進展する一方、発見される水下文物も、揚子江の中山軍艦、浙江省杭州市千島湖の1300年前の水中古代都市などのように多様化してきた。ここで、条約の推奨する第一義的な選択肢は、「原位置保存」(in situ preservation)であるが(条約附属書規則1)、中国は多様な種類の水下文物の環境に応じた柔軟な保存を模索し始めた。その模索は、必然的に1部局では対応できない事態を生み、それを克服せんとして統合的な行政を誘うことになる。その象徴は、水中考古の各部局、国家文物局と海洋研究所が水下文物保存の共同着手に署名したことであろう<sup>15)</sup>。

かかる統合的な行政によって、現在、安徽省や江西省などを含む諸省や西沙諸島を含む11の沿岸省と都市で水下文物調査が実施されてきている。これらの調査によって、70以上の沈没遺跡を確認するなどのデータが登録されている<sup>16)</sup>。本節では、そうしたなか3つの代表的かつ象徴的な水下文物の保護について一瞥したい。

(1) 白鶴梁水下博物館開館（2009年）

中国では、条約にいう水中文化遺産の保護を周知させるため、非侵襲的(non-intrusive)手法で水下文物の現場を訪れるよう奨励する(条約附属書規則4)。条約の保護の考え方を参照し、中国は包括的な保護の発想で

---

14) Jixiang, *supra* note (3), at 201.

15) Wei Jun, *Innovative Thought on the Preservation of Underwater Cultural Heritage in China: No. 1 Nanhai as a Project Example*, in eds., Mark Staniforth et al., PROCEEDINGS ON THE ASIA-PACIFIC REGIONAL CONFERENCE ON UNDERWATER CULTURAL HERITAGE: NOV. 8-12, 2011, Manila, Philippine, at 357-360.

16) Jixiang, *supra* note (3), at 202-203.

対応してきた。なかでも独特な保存方法で知られる水下文物の1つが、白鶴梁水下博物館である。具体的なイメージが湧くので、是非とも同博物館のホームページを参照されたい (<http://www.cqbhl.com.cn/>)。

これは、重慶市涪陵区で発見された水中碑文を保存するために造られた博物館であり、水没遺跡を原位置のまま、それを基点として建設されたものである。その発端は、洪水抑制、電力供給および水運改善のため揚子江中流域の三峡一帯の下流にあたる西陵峡の中ほどにダムを建設することになったことにある。それが1993年に着工されて以降、三峡地域には数千もの陶器類、漆細工および青銅品が発見された。そこで、2000年6月、国務院は三峡プロジェクト設立委員会を設置した。翌年には、現状維持による包括的な保護および環境保護などが決められた。こうして、海拔下135mの考古学的な現場を保存する大規模な活動が開始された。同委員会は、このプロジェクトに10億元(約1億2千500万ドル)を出資した。この資金は、三峡ダム竣工までの間、その地域周辺1,074の遺跡や遺物の保護のために使用された<sup>17)</sup>。

こうして、白鶴梁の水下文物は、揚子江における世界最古の水門学的碑文を保護すべく原位置保存方式の水下博物館となった。現在、訪問客は、設置された回廊を通じて水中40mを体感できる。遺跡現場も周辺環境も大きく変更されていない。白鶴梁の隆起部は、冬期のみ観ることができる。

#### (2) 南海1号プロジェクト(2009年)

1987年、約800年前の宋元代の沈没船が、広東省台山県川山群島沖合で発見された。同地点は、広東省の珠江口外にあり、距岸約20海里の地点(水深24m)にある。そこは、沖合の伝統的な漁業水域(トロール漁業)であったので、同沈没船には深刻な脅威となっていた。そこで、国境警備艇が違法漁業と水下文物の盗掘を監視および巡検していた<sup>18)</sup>。この沈没船は、交通部広州救撈局が同地点で英国と共同で外国沈没船を探索してい

17) *Ibid.*

18) Jun, *supra* note (15), at 361-363.

た際、偶然に発見され、遺物約300点が引き揚げられた。それらの鑑定から、年代は宋元代と判明した。1989年11月、中国政府の認可のもと、中国歴史博物館と日本水中考古学研究所(田辺昭三所長)は共同で調査を実施するにあたって、公式にこの沈没船を「南海1号沈没船」と名づけた。その後、2000～2004年に国家の財政支援を受け、国家文物局のもと、中国国家博物館は、前後4回の調査と試掘を行った(引揚遺物約4,500点、沈没船の長さ30.4m、幅9.8m)<sup>19)</sup>。

この調査によって、海中視界の悪さ、潮流や天候によるスタッフの安全、上述のトロール漁業や盗掘による遺物損壊の危険性などが強く指摘されるようになった。これに加え、距岸20海里という海域でその調査船や専門員にかかる費用、継続的な現地調査と研究の意義を考慮して、南海1号自体を引き上げて博物館に移動させることが発案された。これは、沈没現場の海底堆積物に穴をあけ50mの海底土を切り取り、クレーンで沈没船自体を持ち上げ、沿岸に博物館を建造して、その内部にこれを移動させるという試みとなった。これは、原位置保存(in situ)に対し施設内保存(ex situ)と呼ばれる<sup>20)</sup>。船体等の引き揚げは、2007年4月8日～7月22日に行われた。こうして、広東海上シルクロード博物館は、陽江海陵島の十里銀灘に1億6千円を出資し、面積13万㎡、5つの空間からなる建物を造った。その主要施設は、南海1号沈没現場の水質や水温を模した60m×40m、深さ12mのプール、即ち水晶宮である<sup>21)</sup>。

そして、実際の移設が成功し、2007年12月22日、南海1号は水晶宮に安置された。2001年以降の調査によれば、南海1号の船倉には、なお6～

---

19) 張威(後藤雅彦)「中国南海1号南宋沈船遺跡調査」『中世考古学の総合的研究—学融合を目指した新領域創生』(東アジアの水中考古学・資料集、2004年10月17日開催)所収9-10頁。

20) Jun, *supra* note (15), at 361-363.

21) 中国画報「800年の謎を解き明かす『南海1号』」(2008年3月)1-3頁。  
Available at <http://www.rmhb.com.cn/chpic/htdocs/japan/200803/news/2-1.htm> (last visited July 27, 2014).

8万点の遺物が残っているという<sup>22)</sup>。この博物館は、2009年の開館以来、水中文化遺産の重要性や価値などを公衆に理解を求めるという条約の規定(第20条)にも応えるものである。その後は、博物館に南海1号を展示したまま、総合調査に向けて2009年と2011年に発掘が実施された。2009年の調査では、船体の発掘が実施され、その左右舷板が、2011年には船首が確認された<sup>23)</sup>。この博物館についても、具体的なイメージが掴めるので、是非ともホームページを参照されたい (<http://www.msrmuseum.com/>)。

### (3) 南澳1号プロジェクト (2009年)

南澳1号は、2007年に広東省の南澳水域距岸数海里の海域で発見された。沈没海域は、南澳県の管轄下にある約4,000km<sup>2</sup>の海域である<sup>24)</sup>。同船は、過去に幾度も略奪、破壊されてきたことから発掘が決定された。この船体は文献等から北向き、東に傾き、長さ24.85m、最広幅部分は7.5mと知られていた(調査結果は、長さ約27m、最大幅7.5m)。このプロジェクトは、2009年9月に開始され、2010～2012年に断続的に進められた。積荷は、陶器、陶磁器、金属および有機的な遺物(約26,000点)だが、その形態は完全なものであった。この他、抽出した相当量の泥土、動植物の遺物および金属品などは、考古学、動物考古学および植物考古学の包括的な研究を要した。その出土遺物から明代後期(1368～1644年)のものと判断された。このプロジェクトは、発掘が2012年に終了した後、遺跡の主な部分を原位置保存するため、鉄のフレームが設置された<sup>25)</sup>。

22) 中国通信社「中国、南宋沈没船の丸ごと引き上げに成功」2007年12月25日。

23) 後藤・前掲注(13)20-21頁。

24) Sun Jian, *Remaining Treasures of the Maritime Silk Road-the Excavation of the Ming Dynasty Shipwreck: No. 1 Nan'ao*, in Eds., Mark Staniforth et al., PROCEEDINGS ON THE ASIA-PACIFIC REGIONAL CONFERENCE ON UNDERWATER CULTURAL HERITAGE: NOV. 8-12, 2011, Manila, Philippine, at 354. 辻尾榮市「中国広東省汕頭市『南澳1号』明代沈没船について」人文学論集32号(2014年)45-50頁参照。

25) Yiran, *supra* note (3), at 729-731. 後藤・前掲注(13)20-21頁。

### 3 海洋進出との関連

#### (1) 国威発揚と水下文物

中国のいう周辺海域とは、主要な4つの海域、即ち東南アジアの大陸棚縁辺部、日本、台湾、フィリピンおよびインドネシアの円弧状の隣接海域を擁し、海洋文化が繁栄、発展および拡張した中国の東南海岸を収斂させる海域である<sup>26)</sup>。現在、中国は、多部局間の協働のなか、沿岸海域および近海域に集中する水下文物の活動を公海に進めようと準備している。中国の学界では条約が十分な注意を引いていないことに鑑みると、国がこの分野を牽引していると思われる。たとえば、2005年は、7次28年（1405～1433年）に亘る鄭和艦隊航海の600周年であった。鄭和の死後、インド洋への遠征は途絶え、財政逼迫のため航海再開を懸念する官僚が記録を廃棄したので、遠征先の物的証拠から大航海の研究が再構築されている<sup>27)</sup>。かつての広大な海洋貿易圏を想起し、鄧小平は鄭和を開放・改革の象徴とした。その600周年を記念し、鄭和が出航した7月11日は2005年に「航海の日」とされた。南沙諸島にも、鄭和の大航海に因む費信島、馬欽島、鄭和群礁の名がつけられている（前の2つは鄭和艦隊に乗船した記録係の名）。2010年7月には、鄭和の第4次、5次航海で分遣隊が訪れたというケニア沖ラム島付近の9隻の沈没船につき、中国とケニアが共同研究に着手した<sup>28)</sup>。この調査には中国商務省が2千万元（約2億6千万円）を負担し、調査先のケニアで面談したムアワカという女性がDNA検査で中国人の血を引いているということで、南京中葯医大学に招待留学を受け

---

26) Wu Chunming, *Archaeological and Ethnological research Pertaining to Underwater Cultural Heritage in China's Surrounding Seas*, in Eds., Mark Staniforth *et al.*, PROCEEDINGS ON THE ASIA-PACIFIC REGIONAL CONFERENCE ON UNDERWATER CULTURAL HERITAGE: NOV. 8-12, 2011, at 245.

27) たとえば、2008年12月11日には、鄭和研究会が北京で正式に発足した。同研究会は、鄭和研究に関する初の中国全域規模の団体である。季刊『鄭和研究』という雑誌も出ている（現在のところISSNがついていない）。

28) Lina, *supra* note (4), at 1065-1067.

た<sup>29)</sup>。こうしたなか、2014年5月には、アフリカを訪問した李克強首相が、中国の出資で建設されたアフリカ連合(AU)本部において、アフリカ諸国に1兆2,000億円を支援すると表明した。このときケニア共和国も公式訪問されている。

(2) 西沙諸島にワークステーション設置(2012年)

2007～2011年に、第3次国家文物調査プロジェクトとして、渤海、黄海、東シナ海(台湾海峡を含む)および南シナ海(西沙諸島および南沙諸島における中国の管轄区域を含む)が調査された。国による水下文物の包括的調査によって、約108の水下文物が把握された。2011年4月、中国は西沙諸島の水下文物を調査し、26の水下文物(西沙諸島における水下文物の50%以上)が違法に破壊、発掘されていると報告された。また、スカボロー礁の黄岩島付近にある明朝の沈没船は、外国船によって商業的な引き揚げおよび違法な輸出が行われている疑いがあるとのことであった。かかる情報を受け、国家文物局と保護センターは、2012年に南シナ海水下文物事務所と西沙諸島のワークステーションを設置した。中国の領海を越えた違法な引き揚げまたは不法な輸出については、現行法では実効性がないとの意識からである<sup>30)</sup>。

(3) 国家文物局と国家海洋局の連携(2010年～)

国家文物局は、保護センターの支援を受けつつ、水下文物監視システムの構築、水下文物保護基盤の確立、研究の促進および探究される文化遺産の保護技術の発展、世界文化遺産としての「海のシルクロード」宣言、また古代沿岸防衛技術の調査を目指している。これらのプロジェクトを通じ、中国は条約の強力な支持者であると表明している<sup>31)</sup>。条約の商業的引揚の禁止(4条)に反する行為がなお跋扈している状況に対し、2010年に国家文物局と国家海洋局は「水下文物保護の協力枠組協定」に署名し、

29) 木村正人、産経新聞、2010年7月29日。NHKエンタープライズ『偉大なる旅人 鄭和』(DVD、2006年)参照。

30) Lina, *supra* note (4), at 1065-1067.

31) Jixiang, *supra* note (3), at 203-205.

双方が共同して戦略および計画立案、「水下文物保護管理条例」執行のための巡視を行うことになった<sup>32)</sup>。次いで、両局は、中国の管轄権海域における文化財合同法律執行に関する初の会議を開催した(2011年12月9日)。こうして、中国の水下文物保護は、政府が主導し地方が支援するという共同体制として有機的な統合体制になりつつある。これを踏まえ、海洋部門と文物部門による執行活動を担保すべく、沿海部の11ある第一級行政府(省・自治区・直轄市)の文物、海洋部門の責任者および公安省国境警備局、国家文物局、国家海洋局の担当部門の責任者が協議し、「水下文物合同法律執行活動に関する国家文物局と国家海洋局の職責」が採択された<sup>33)</sup>。

#### (4) 海軍との連携システムへ(2013年)

1998年には、国家海洋局は、國務院直屬から国土資源省の下に移り、海洋權益維持の業務も追加された。2012年には、海洋強国政策が決定された(中国共産党第18期全国代表大会)。次いで、第12期全国人民代表大会第1回会議(2013年)において「国民機構改革および機能転換計画」が可決され、国家海洋局が統合再編され、中国海警局の名義で海上權益維持のため法執行を行えるようになった。その実施のため、国家海洋委員会が設立され、縦割り組織の弊害や機能の重複を解消し、目下、海上法執行活動の統一と実効性の確保を目指している。その基盤となるのが、2020年までに目指す項目として挙げられる、海洋に対する国民意識の向上と海洋関係法体系の整備や、国の海洋權益と安全の維持である。それを実現する一環で、海洋の法執行機関と海軍が連携するシステムに移行した(2013年)<sup>34)</sup>。そして、同年末、中国は南シナ海で沈没した船の所有権を主張し始めた。中国は他国に南シナ海での沈没船回収などの行為が違法だと訴え、海洋監視

---

32) Yiran, *supra* note (3), at 732-733.

33) Available at <http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=56967> (visited July 27, 2014).

34) 岡村志嘉子「中国の『海洋強国』と海洋関係法制—国家海洋局の機能強化を中心に」外国の立法259号(2014年)133-138頁。



船での取締りを強化している。保護センター主任が「中国政府は南シナ海の主権を主張できる、より多くの資料を探したいと考えている」と述べたことは、この本質を端的に示している<sup>35)</sup>。

### III 韓国の水中文化遺産行政

#### 1 新安沈没船の発見 (1976年)

##### (1) 新安沈没船前史 (～1974年)

韓国の西南海岸一帯には、多くの外国沈没船が漂着したと伝えられる。なかでも著名なのは、1653年に済州島に漂着したヘンドリック・ハメル (Hendrik Hamel, 1630～92年) が乗船したオランダ東インド会社の交易船デ・スペルウェール号 (De Sperwer) である<sup>36)</sup>。とはいえ、外国沈没船の船体が直接に確認されたのは新安沈没船 (1975年) が初である。水中調査は、この新安船沈没船発見を機に1976年から開始された。2011年現在、韓国での水中文化財の発見は、1971年以降、約242事例に及ぶ。現在まで、18ヵ所、94,500の遺品、11の沈没船、忠烈王王朝 (在位1274～1308年) の9つの韓国船、2隻の中国船 (新安船と珍島船) が成果となっ

---

35) Available at <http://www.xinhua.jp/socioeconomy/photonews/367690/> (visited July 27, 2014).

36) 1653年8月16日、デ・スペルウェール号が、台湾を経て長崎に向かう途中、激しい嵐に遭遇して済州島で難破した。同号は、1648年にアムステルダムで造船された帆船であった。1666年8月、ハメルを含む8人が麗水から脱出、日本が五島列島で捕え長崎奉行所に送った。ようやく1666年11月28日、バタビアへの帰国が叶った。さらに幕府は、朝鮮に残るオランダ人の引き渡しを求めたので、(残るよう希望した1人を除き)7人が1668年6月に釜山で引き渡され、出島のオランダ商館に入った。出島に滞在する間にハメルは記録を残した。バタビアに1人残った彼は、残りの船員と1670年、20年ぶりにオランダに帰郷した。詳細は、ヘンドリック・ハメル (生田滋訳) 『朝鮮幽囚記』 (東洋文庫, 1969年) および、ハメル情報館のホームページを参照。Available at [http://www.hamel.go.kr/jp/hamel01\\_01.html](http://www.hamel.go.kr/jp/hamel01_01.html) (visited Aug. 11, 2014).

ている<sup>37)</sup>。

新安沈没船発見以前には、豊臣秀吉の朝鮮出兵に対し李舜臣が活躍した文祿・慶長の役における海戦域（鎮海湾，漆川湾，慶尚南道の南岸一帯）を調査し、その海底にある船籍を探索しようという試みがあった。それは、主に国威高揚の意図で行われた。実際、1973年から文化財管理局（現文化財庁）が主体となって、海軍の全面支援を受けながら第六次調査まで行われた。こうして、李舜臣の諡を冠した忠武公海戦遺物調査は、海軍が担当し、調査目的も広報目的だったので、水中考古学の目的とは乖離していた<sup>38)</sup>。その意味で、韓国の実質的な初の水中文化財調査は、新安沈没船である。しかし、この調査の当初は、水中発掘調査の技法（機材も方法論も）をもたなかったため、多く海軍の力を借りてこれが進められた。本章では、1970年代後半からの経験が、法制度やそれに基づく水中発掘調査にどのように結びついていったのかをみる。この時期以降、引き揚げられた沈没船は全て、それらが発見された場所に因んでつけられた。

(2) 新安沈没船（1976～1984年、11次調査）

1975年7月、新安沖合の荏子島と曾島の間4km地点で、ある漁業者が6個の青磁を引き揚げた。そのうち特に形の良い物が新安郡に報告されると、全羅南道庁（文化広報室）を通じ文化財管理局に申告された（1976

---

37) Moon Whan-suk(a), *The Introduction of Conservation Treatment of Maritime Artifacts in Korea*, in eds., Mark Staniforth *et al.*, PROCEEDINGS ON THE ASIA-PACIFIC REGIONAL CONFERENCE ON UNDERWATER CULTURAL HERITAGE: NOV. 8-12, 2011, Manila, Philippine, at 725-726; Cha Mi-Young, *Conservation of Shipwreck in Korea*, in eds., Mark Staniforth *et al.*, PROCEEDINGS ON THE ASIA-PACIFIC REGIONAL CONFERENCE ON UNDERWATER CULTURAL HERITAGE: NOV. 8-12, 2011, Manila, Philippine, at 426; Moon Wha-suk(b), *Introduction on Underwater Excavation of Cultural Heritage in Korea*, in Liu Shuguang *et al.* eds., 2010 INTERNATIONAL MEETING ON PROTECTION, PRESENTATION AND VALORISATION OF UNDERWATER CULTURAL HERITAGE (Cultural Relics Press, Beijing, 2011) 299-300.

38) 兪炳琰「韓国における水中考古学の現況」アジア水中考古学研究所編『第2回日韓共同水中考古学研究会』（2010年9月12日、於福岡市博物館）32-33頁。

年1月9日)。当初、引き揚げられた陶磁器は偽物だと思われており、これを譲られた者がソウルに売りに行っても専門家は相手にしなかった。しかし、ソウルの古美術商などを通じ、それらが持ち歩かれるうち、関係者の目に留まるようになった。ほどなく、その重要性が認識され、売却行為は文化財保護法違反となって、売却した者は逮捕、遺物は没収となった(1976年10月12日)<sup>39)</sup>。

1976年10月14日には、文化財管理局が調査に着手した。同月15日、新安郡庁と木浦警察が協力して郡行政庁の船舶を出して沈船現場を踏査した。その翌日には、第八文化財第一分科委員会の許可のもと発掘調査が行われた。具体的には、文化財管理局から国防部に協力を依頼し、その協力のもと国の海底調査が開始された。1978年時点では、船体ごと引き揚げる予定であり、そのための手法が模索されていた。実際、文化財保護法によって現場を史跡として仮指定し(現行法32条)、監視員を置いて現場が盗掘されないよう警官1名を含む数十人が周辺を監視し、新安郡庁1隻も周辺を巡回した<sup>40)</sup>。予備調査(1975年)だけでも2,000点近い遺物が引き揚げられたことで、ことの重大さに気づいた国は、考古学、歴史学および海軍などの力を結集して調査を進めることとし、1977年には水中考古学の専門家も米国から招聘し、考古学的方法で遺物を引き揚げた。

結局、この発掘調査は1976～1984年にかけて11次に亘るものとなった。その成果は、全長約28m、幅約9mの木造帆船の船体、陶磁器20,679点、金属品729点および銅銭28tなど、貴重な一括遺物であった。さらに、木簡(荷札)の記載や船の構造型式から、寧波を1323年に出發し博多に向かう途中に難破した元宋代の中国船ということも判明した<sup>41)</sup>。恐らく台風

39) 三杉隆敏『世紀の発見—新安沖海底の秘宝』(六興出版、1978年)119-120、142頁。

40) 同書、160-162、166頁。

41) 森達也「韓国・新安沖沈没船遺構—青磁」季刊考古学75号(2001年)52-53頁。この船舶は寧波を出帆し、東シナ海と五島列島を經由して、主に博多港に到着した。同船は、中国で貿易品を積載、日本を目的地にして出航した。詳細

か何かに遭って、水深約20mの海底に沈んだと思われる。船体の上の方は波で洗われ、甲板部分が既になくなっていたが、本体の下半分位は残っていた。そこから、30m級の船舶、約200tの規模で約50～70名が乗船していたと推定される。復元想像図は、木浦の研究所や福岡市博物館に展示されている。

こうして、新安沈没船の発掘調査は、埋蔵文化財発掘史上、比類なきものとなった。すなわち、韓国において単一遺跡からこれほど多くの遺物が出土した例はなかったため、韓国は宋元代の陶磁器類の世界最大の保有国となることができた。また、一括遺物に含まれる遺物の相互関連から、陶磁の交易内容および文化的背景も把握できた<sup>42)</sup>。そこで、この調査終了後、地元の木浦に海洋遺物展示館を開設し、脱塩や保存処理を終えた部材から徐々に船舶を組み立て、復元の進行状況自体を展示しながら、その後の継続的な調査研究の拠点とした<sup>43)</sup>。これも具体的イメージが湧くので、是非とも同展示館(現国立海洋文化財研究所)のホームページを参照されたい(<http://www.seamuse.go.kr/>)。

### (3) 新安沈没船発掘調査が残した課題

みてきたように、新安海底遺跡の発掘調査を成功裡に終えられたのは、海軍の協力があればこそであった。当初、海軍は視界ゼロの海底から遺物を引き揚げることのみ専心していたようだが、そこに考古学的な技法を持ち込むべく文化財管理局は海軍長官に申し入れを行った。そこで、発掘状況の記録の重要性が認識されることになった。その結果、1977年1月には

---

は、尹武炳「新安沈没船の航路と諸問題」三杉隆敏『世紀の発見—新安沖海底の秘宝』(六興出版、1978年)所収221-227頁参照、崔淳雨「韓国出土の宋・元代陶磁器」三杉隆敏『世紀の発見—新安沖海底の秘宝』(六興出版、1978年)所収227-229頁を参照。

42) 崔光南(金建洙訳)「新安海底沈没船はどこ船か」月刊考古学ジャーナル 343号(1992年)22-23頁。

43) 石原渉「韓国の水中考古学」水中考古学研究1号(2005年)56頁。西谷正「東アジア水中考古学の世界」『中世考古学の総合的研究—学融合を目指した新領域創生』(東アジアの水中考古学・資料集、2004年10月17日開催)所収3頁。

「新安海底引揚文化財図録」が出版された。また同年10月には、「新安海底文化財国際学術大会」（於ソウル）が開催された。そこでは日中韓の研究者が議論したが、新安沈没船の船籍については、木簡（荷札）が見つかる前から、第4次発掘調査（1978年）で発見された中国人の特徴が残る頭蓋骨などから、中国船であると概ね意見は一致していた<sup>44)</sup>。同じ第4次発掘調査では、日本製の銅鏡も引き揚げられた。これは、日本でも国宝指定は間違いないとの評価があった。発掘調査団長も、そこに描かれる陽刻の神社は、広島の大島神社を描いたものではないかとするなど、その高い価値を認めていた。これらの発見を受け、文化財管理局は水中文化財の専門チームを編成するよう急いだ<sup>45)</sup>。

こうして、新安海底文化財の発掘調査が成功するなか課題も浮き彫りとなった。すなわち、海中に長期埋没していた文化財をいかに保存するかである。同様に、古代沈没船の復元にも最善が尽くされなければならない。そうなると、これを保管展示する総合的な展示施設が必要となる。そこで、1983年7月16日に文化広報部は海洋事業部を新設、博物館建設計画を発表した。

## 2 改正文化財保護法（1983年）と現行法

### (1) 水中発掘調査機関の一元化

韓国の水中文化財行政を外観するには、ユネスコの「水中文化遺産に関するワールド・レポート」として公開されている「水中文化遺産の保護に関する韓国の法令—水中発掘の成果と水中文化遺産保護条約」という文書が有用である。そこから、本稿との関連で次の3つを抽出する。

第一に、韓国の文化財保護行政は、水中文化財が特に認められなかった1962年に文化財保護法が制定された時に始まる。2010年には文化財保護法を補完すべく「埋蔵文化財の保護および調査に関する法律」が制定され

---

44) 亀井明德「新安沈没船の問題点」陶説364号（1983年）25-27頁。

45) 三杉・前掲注（39）257-262頁。

た。これは、水中文化財の同定および発見された区域のための法律である。第二に、水中文化財の調査は、地表調査と発掘調査に大別される。地表調査については、文化財管理局の登録および許可によってこれを行うことができ、現在6組織がその主体として登録されている。重要なのは、水中文化財の発掘に専ら責任を負い、それを行うよう容認された唯一の主体が国立海洋文化財研究所(旧国立海洋遺物展示館)ということである。第三に、文化財管理局は、条約を批准するにあたっての争点を検討すべく、外務省および国土海洋部と協議している<sup>46)</sup>。

水中文化財への関心が高まったのは、新安沈没船の発掘調査によってであった。しかし、実際に水中文化財が地表調査対象として明記されたのは、文化財保護法が改正された1983年である。それまでは、埋蔵文化財の対象が「土地と他の物件」であったところ、改正を機に「土地・海底または建造物など」と対象が「海底」に拡大された(文化財保護法43条、現行法には規定なし)。1983年改正法第43条では、海底遺物もまた埋蔵文化財であると明示している<sup>47)</sup>。すなわち、中国が水下文物に特化した法律

---

46) Moon Whan-suk, Korean statutes of Underwater Cultural Heritage protection, a product of underwater excavation and the stance of the 2001 Underwater Heritage Convention, The Cultural Heritage Protection Act of 1962, complemented by The Act on the Protection and Investigation of Buried Cultural Heritage of 2010, for underwater excavation: the National Research Institute of Maritime Cultural Heritage; registration and permission for investigation: the Cultural Heritage Administration. Available at <http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CLT/pdf/Korea%20WORLD%20REPORTS%20ON%20UNDERWATER%20CULTURAL%20HERITAGE.pdf> (last visited July 29, 2014).

47) [発見申告]「土地・海底又は建造物等に包蔵された文化財(以下「埋蔵文化財」とする)を発見した時には、その発見者又は土地・海底・建造物等の所有者・占有者・管理者はその現状を変更することなく大統領の定めるところに従ってその発見の事実を文化財庁長に申告しなければならない。」1983年の改正以降、1989年12月30日、1993年3月6日、1999年1月29日および1999年5月24日の各改正を経て現在に至っている。Available at <http://www.tobunken>.

を定立したのに対し、韓国は陸上規則の一部改正で臨んでいる。ここで、改正文化財保護法の特徴は、海底に点在または散在する文化財の周辺を対象に埋蔵文化財を「区域」として保護する部分にある。そうになると、改正法の本質は、水中文化財に関する限り、海底面の地表調査をいかに規制するかということになる。

文化財保護法によれば、大統領令が定める工事の事業者は、事業計画作成の際、対象地域における文化財の分布確認をするには、事前の地表調査が求められる(1983年改正法91条)。対象となるのは面積30,000㎡以上の地表調査であって、それ以下の場合は自治体の長が例外的に命じると規定する。この他、特に重要な古都地域、指定文化財保護区域および100万㎡以上を工事するには、文化財委員会の審議を経ることが要件になる<sup>48)</sup>。こうした制度は、「埋蔵文化財調査と保護に関する法律」(2010年2月4日)が制定されて以降は、既に1983年改正法の埋蔵文化財に「海底」も含まれた経緯から、現行の文化財保護法には、特に明記されなくなったと考えられる。

ところで、水中文化財の調査は、地表調査と発掘調査に大別される。発掘調査の場合、その特殊性を勘案し、国立海洋文化財研究所(旧国立海洋遺物展示館)が一元的に調査する。一般の水中文化財の調査機関は地表調査には参加できても、発掘には参加できない。この仕組みにあって、水中文化財の地表調査機関の資格は、第一に国の定めた機関であること、第二にその資格能力は国の基準(しかるべき専門の学位および経験)を有していること、第三に必要な機器と資材を備えていることなどが求められる。なお、水中考古学の対象となる沿岸や公有水面は、海岸線から10km以

---

go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/LAWS/PDF/Korea/SKorea1j.pdf (visited Aug. 27, 2014). ただし、この URL で見られる邦訳は上述のように1999年までのものである。この点、(注6)でも触れたシリーズ [5] (韓国の文化財保護法, 2013年3月刊行)は、一部改正2012年1月26日(法律第11228号)となっているので、URLとあわせて参照する必要がある。

48) 兪・前掲注(38)25-26頁参照。

内、骨材採取の場合は海岸線から5km以内の面積が15,000㎡以上となっている<sup>49)</sup>。

これらの地表調査への規制に加え、水中文化財の地表調査機関の人的基準にも規制がある。第一に、これを指揮する責任調査員は、海洋関係学科専攻者だけでなく一般の文化財調査経歴者の参加が求められる。第二に、責任者でない調査員は、一般の文化財調査分野に加え、海洋関係学科専攻者が1人以上求められる。第三に、水中文化財の調査機関として認められるには、しかるべき水中文化財調査機器および資材を有することが要件となる。ただし、そこにいう機器および資材は、それらを運用できる人員が必要という意味で、スキューバ・ダイビングの資格がなくとも、海洋関係学科の専攻者がいれば良いという実情となっている<sup>50)</sup>。

こうして、水中文化財発掘調査が国立海洋文化財研究所に一元化されている現状にあって、一般の水中文化財調査機関は、一定の要件に服しても地表調査しか許されず、発掘を実施できないという点にストレスを感じてきている。この点、水中文化財の関心が公衆に広まるとともに、漁業者などから多くの情報が寄せられるようになれば、国立海洋文化財研究所が人的・物的資源で対応できなくなる可能性もある。その意味では、中国と異なり、韓国には国レベルでの水中文化遺産の分布調査が行われていないゆえに現行法が存続しているとも捉えられうる。今後、民間の地表調査の主体が増えるにつれ、水中文化財の地表調査機関の規制—調査機器および資材の解釈のように一が問われ、改正を余儀なくされる事態も生じうる。

#### (2) 群山飛鳥発掘調査(2002年)という転換点—海軍依存の希薄化

ところで、陸上でも大規模な土木事業によるダムの建設などによって十分な記録が残されず、土地に刻まれた歴史が水没するなどの現状がある。かかる現状は、調査研究体制が十分に整備されていないなかで、文化財の保存処理に重要が置かれるという背景から生じていると思われる(強調筆者)。そこでは、調査方法や技術面の工夫が遅れがちとなるので、専門能

49) 同書、25-30頁。

50) 同書、31頁。



力の育成も課題だと指摘される<sup>51)</sup>。同じことが水中発掘調査にもあてはまる。特に、みてきたような水中発掘調査体制の一元化の強化体制にあって、その重点が文化財の保存処理に置かれ過ぎると、民間調査の活発化も法的に抑制されることになる。それによる調査方法、その技術およびそれらに関わる人材育成も停滞することが懸念される。この点、当初の水中調査事例の殆どが軍や政府機関によるものだったことから、遺跡発見への処置が迅速、調査も組織的で、貴重な成果を収めてきたことに鑑みると、現在は官主導型から民間主導型への緩やかな転換期——民間調査体制の規制緩和の観点からは特にそういいうるが——にあたると考えられる<sup>52)</sup>。

ここで、次に紹介する調査事例は、第一に海軍と協力して行ったもの、第二に海軍からの潜水訓練を受け直接の関与なく行われたもの、第三に国立海洋文化財研究所が行ったものというように、発掘調査の特徴を抽出して紹介するものである。年代が順不同な事例もあるのは、調査状況や環境ごとに調査手法が選択されているからである。とはいえ帰納的にみれば、海軍の関与は次第に希薄化してきており、考古学行政の面が強まってきている。

第一の類型として、次のものがある。1981～1987年に、文化財管理局と海軍が協力した事例として、忠南保寧市竹島南西1.5kmの海底で、13世紀中頃の高麗（元宋）時代と思われる高麗青磁の調査が行われた<sup>53)</sup>。その後、1995年に、務安郡の海域で青磁などが引き揚げられた。これを受け文化財管理局は、同年10月12日、海軍に支援されながら調査を行った。調査海域はGPSで特定され、ダイバーが探索した。船体は確認されなかったものの引き揚げられた遺物から、高麗時代後期の13～14世紀のものと同判した<sup>54)</sup>。

51) 趙由典（郭鐘喆訳）「韓国における水中考古学の調査の現状と課題」九州・沖縄水中考古学協会会報1巻3/4号（1991年）2-4頁。

52) たとえば、石原・前掲注（43）60頁参照。

53) 同書、57頁。

54) 同書、58-59頁。

第二の類型として、海軍の関与なく行われた莞島の発掘調査がある。これは、莞島郡の漁頭里島という無人島の東北交出部から約72m離れた地点の海底(水深15m)で、沈没船が1977年に発見されたものである。1983年と翌年に実施された調査によって遺物約32,000点(11世紀高麗時代の物と判明)が引き揚げられ、沈没船船体も長さ約10m、底幅1.65m、船幅約3.5m、高さ約1.7m、推定10tの底船と推定された。これら文化財と船体は復元され、現在、国立海洋文化財研究所に展示されている。この調査には海南救助隊所属の潜水士、鑑艇2隻などからなる海軍が協力したが、その過程で海軍による訓練を受けて民間調査要員の潜水能力が向上し、調査は海軍の直接的な関与なく行われた<sup>55)</sup>。

第三の類型として、1989年に木浦市達理島の漁場で泥上に露出した沈没船の船体と遺物の一部が発見された事例がある。その後、1994年にその周辺から陶磁器などが発見されたことから、国立海洋遺物展示館が1995年に発掘調査を行った。実測と写真撮影の後、船体は原形のまま慎重に引き揚げられた。船体は全長10m、全幅2.72m、高さ0.8mで、高麗時代後期のものと判明した<sup>56)</sup>。

上記のような類型に加え、調査を進めるにつれ、文化財行政の度を強めていった事例がある。郡山港から南西に43kmの海上にある郡山市飛雁島(面積1.63km<sup>2</sup>、海岸線6.6km)である。2002年に、漁師が飛雁島の北東1kmの海底に発見した多量の高麗青磁を届け出たことを受け、国立海洋遺物展示館(現国立海洋文化財研究所)が発掘調査を行った。第一次調査は文化財管理局と海軍、および国立海洋遺物展示館が担当したが、第2～5次調査までは同展示館が主体となった(高麗時代の青磁約3,000点引き揚げ)<sup>57)</sup>。ある担当者によれば、2002年の郡山飛島発掘調査から、国立海洋遺物展示館だけの力で水中発掘調査団が組織されたとのことである<sup>58)</sup>。

---

55) 趙・前掲注(51)2-4頁。石原・前掲注(43)57-58頁。

56) 石原・前掲注(43)58頁。

57) 同書、60頁。

58) Moon(b), *supra* note (37), at 299-300.

### 3 国立海洋文化財研究所 (2009年～)

#### (1) 国立海事文化遺産研究所 (1994年～)

現国立海洋文化財研究所がこれまで18カ所で実施したプロジェクトで陶磁器および木製品など多くの遺物が発見されたが、やはり最も目を引くのは船体である。同研究所は、新安沈没船発掘調査以降、35年間を通じ単独で10の沈没船を引き揚げた。それらのうち2つ、すなわち新安沈没船(宋元代)と莞島沈没船(高麗時代)は処理の後、展示されている<sup>59)</sup>。新安船は韓国の領海に沈没した中国船だが、これを国の遺物として扱う韓国に対し、中国が「起源を有する国」として公式に主張した事実はない。

その一連の活動にあって、1980年に「木浦海洋遺物保存処理所」は新安沈没船遺物の保存のため設置された<sup>60)</sup>。その後1990年には、公式に同処理所が国家機関となって、引揚遺物の展示を行う総合展示館として建築が進められた<sup>61)</sup>。そして1994年、国立海洋遺物展示館が開館した。その頃から、海軍に依存した水中発掘調査を、段階的に自ら遂行し始めたのはみてきた通りである。同展示館は、先端技術の装備と潜水能力を備えるスタッフが水中発掘調査団を結成し、調査活動を体系的に実施することを旨とする。2004年の時点で、関連機関に申告された水中文化財関連の地点は約200カ所であった<sup>62)</sup>。

その後、2003年3月には、国内唯一の水中発掘調査専門機関として国立海洋遺物展示館の組織内に水中発掘課が水中遺物の発掘と保存を監督する責任ある機関として新設され、水中発掘と引揚遺物の保存処理にあたるようになった<sup>63)</sup>。みてきたように、水中発掘を実施すべく文化財行政から

59) Cha, *supra* note (37), at 425.

60) Moon(a), *supra* note (37), at 725-726.

61) 趙・前掲注(51) 2-4頁。

62) 金炳堇「新安海底発掘を中心とした韓国水中考古学の現況」『中世考古学の総合的研究—学融合を目指した新領域創生』(東アジアの水中考古学・資料集, 2004年10月17日開催) 所収44-50頁。

63) 兪・前掲注(38) 32-33頁。

認可される唯一の機関は、国立海洋遺物展示館（現国立海洋文化財研究所）である。同展示館は、完全に自律的な発掘を実施する。本稿との関連では、発掘、より広い現場区域周辺の調査、報告書の作成と保存手続が主な任務であるということを描きおきたい<sup>64)</sup>。

こうして、国立海洋遺物展示館に任務の一元化が進む中、新安沈没船発掘調査から30周年記念で国際学術シンポジウム「新安海底遺跡と14世紀のアジア海上交易」（2006年）が開催された。このシンポジウム期間中に、新安船発掘調査（1976年）から数えて30年に亘る成果として、国立海洋遺物展示館が翌年に国立博物館に昇格すると発表された<sup>65)</sup>。そして2007年3月、海洋遺物展示館は国立博物館となった<sup>66)</sup>。

こうして、国立博物館に昇格した海洋遺物展示館は、2009年4月の職制改正で国立海洋文化財研究所と改称された。繰り返しになるが、1976～2010年前後までは、主として国立の研究機関が調査を担当してきた。しかし、最近では、民間機関や自治体も調査を分担するようになってきている。たとえば、2004年6月設立の（財）ウリ文化財研究院は、主に慶尚南道地域を調査している。その中で特筆すべきものに、慶尚南道が計画・実施している李舜臣プロジェクトという学術調査がある。それによれば、2008年から10年に亘って、総額3,500億ウォン（約360億円）が投じられる。その目標は、1592年の文禄の役の際、南海騎士一体で沈没した亀甲船の探査および引き揚げである。既に2006年中旬から1年間、慶南発展研究院が第1次調査を実施した<sup>67)</sup>。これは、1973年から文化財管理局が海軍の支援を受けて既に6次まで行った調査を、現代技術で再挑戦する試みとな

---

64) Moon(b), *supra* note (37), at 299-300.

65) 木村淳「新安海底遺跡を取り巻く最新の研究状況」歴史学研究835号（2007年）28, 32頁。

66) 金沢陽「新安海底遺跡と十四世紀アジアの海上貿易（新安沈没船引き揚げ30周年記念国際シンポジウム）」陶説647号（2007年）55-60頁。

67) 西谷正「日本とアジアの水中考古学」文化庁・水中遺跡調査検討委員会（2013年3月22日）事例報告資料6所収3-4頁。

ろう。

(2) 泰安保存センター設置と新たな動向 (2011年～)

新安沈没船に次ぐ注目すべき事例は、泰安発掘調査である。2007年5月、漁業者が泰安島で獲った蛸が貼り付いた青磁を発見した。この蛸には、春に外敵から卵を守るため貝に貼り付く習性がある。泰安郡への報告を受け行われた調査では、海底に青磁が散在しており、蛸が貝の代わりに青磁に貼り付いていることがわかった。そこで、発掘調査を実施したところ、水深12mに9個の青磁が発見された。このことがメディアなどで知られるに及び、盗掘や漁業活動による損傷から遺跡を守るべく、政府は文化財庁と共同で保護区を設定し、同海域でのダイビング活動や漁業活動を禁ずる措置をとった(現行文化財保護法2条4項, 4条3項, 27条, 70条3項および99条<sup>68)</sup>)。そして、2007年7月～2008年6月には、硯や茶碗など約25,000点の青磁と沈没船自体が引き揚げられた。遺物などから、それらは12世紀中頃の高麗時代に青磁製造で有名な康津産のものと判明した。最近では、泰安馬島の海域で水中発掘が行われているが、2008年には高麗の青磁などが集中して埋没している場所が特定され、そこから500前後の青磁が引き揚げられた。この遺跡は、史跡 (historical relics) に指定されている (現行文化財保護法25条<sup>69)</sup>)。

現在、韓国は、泰安沿岸海域で引き揚げられる文化財の保存と管理を確保すべく施設を建設し、沈没船を保存するよう準備している。また、新安沈没船発掘調査開始30周年 (2006年) を記念して建造された発掘調査船「シー・ミュージー号」(Sea Muse, 18t) が建造されたが、2014年に国立海洋文化財研究所は、50億ウォン (約3億7,100万円) を投じてアジア初の水中発掘調査専用船 (定員35人, 時速14ノット, 全長34m, 290t) を建造した。同研究所は、こうして水中発掘調査が集中的に行われるようになった泰安海域の文化財のため、2011年に「泰安保存センター」を新設した。

68) 詳細は、(注47)を参照。

69) Moon(b), *supra* note (37), at 302-303.

同センターは、泰安における水中文化財の研究と展示の基盤として2015年にはリニューアルされる予定である<sup>70)</sup>(その後、2016年に開設予定が伸びた)。

みてきたような韓国の動きは、2014年12月1日(月)、2日(火)および4日(木)の日刊水産経済新聞で、概略の最新情報が伝えられている。こうした水産の専門新聞が水中文化遺産を「タイムカプセル」(12月1日「記者席」)と位置づけ、初日、2日目と第一面でこのことをとり上げたことは、海の文化財が文化庁以外からの視点でも高い関心をもたれていることを意味する。これを行政的にみたとし、統合的に関連当局が連携できるあり方が示唆されよう。上述の記事(12月1日)によれば、国立海洋文化財研究所の予算として、年間100億ウォンを確保しており、このうち40億ウォンが人件費などに充てられているという。一つのあり方として、学ぶところが大きいと思われる。

---

70) Moon, *supra* note (46).